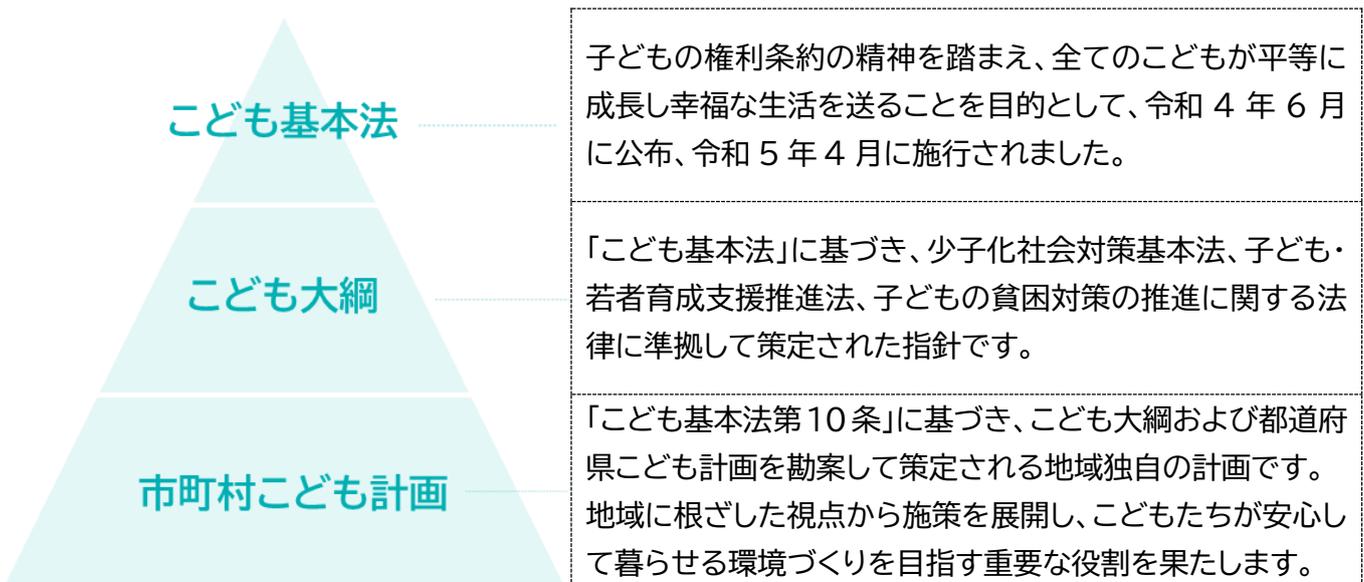


「(仮称)木更津市こども計画」の策定について

1. 計画策定の背景

本計画は、国の「こども基本法」および「こども大綱」に基づき、また令和6年度に策定された「千葉県こども計画」の方針を踏まえ、木更津市独自のこども政策を明確にすることを目的に策定します。



2. 計画の位置付け

木更津市こども計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」と一体のものとして作成します。

また、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4か年とし、その間は令和6年度末に策定した「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を参照するなど連動しながら、地域の子育てやこどもを取り巻く環境の充実を図ります。

